事務連絡

令和４年３月１８日

暴風雪被害を受けられた農業者　様

厚真町産業経済課参事

令和４年２月２１日から２２日にかけての暴風及び大雪による農業用施設被害

に対する災害復旧事業補助金の補助申請について（ご案内）

日頃より本町の農業行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、令和４年２月２１日から２２日の暴風及び大雪により農業用施設被害を受けられた皆様につきましては、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、この度、町では上述の農業用施設被害に対する災害復旧事業を実施することといたしました。つきましては、下記のとおり補助申請を受付しますので、補助を要望される場合は期日までに必要書類をご提出ください。

なお、先に実施した町・ＪＡの農業被害調査で報告していない場合も、被害を受けられている方は申請いただけます。

記

１．必要書類

　（１）被災時写真　　　（２）見積書　　　（３）請求書

　（４）納品書　　　　　（５）領収書　　　（６）完成時写真　※事業が完了している方のみ

　（７）入金先の通帳又はキャッシュカード　（８）印鑑（認印可）

　　役場農業グループまで持参提出して下さい。

２．要望調査受付開始日

**令和４年３月２２日（火）**

３．締め切り

**令和４年４月２８日（木）**

４．補助内容について（支援イメージ**裏面**）

　　補助対象経費は園芸施設作物を栽培するパイプハウス及びそれに付随する被覆ビニール等又は、農作業関連施設（園芸作物栽培ハウス以外のビニールハウス及びそれに付随する被覆ビニール等又は、農作業機械等を格納する格納庫等）の復旧経費に限り、かつ下記の内容となります。

（１）　復旧を行うための資材の購入に要した経費の額又は町が被害調査に基づき算定した復旧に要する経費の額のいずれか少ない額

（２）　手持ちの資材により復旧した場合は、町が被害調査に基づき算定した復旧に要する

経費の２分の１の額

５．補助金額は、次の（１）から（４）のいずれかにより算定し、１，０００円未満を切り捨てた金額です。なお、算定した補助金額が１０，０００円未満の場合は対象外となり、かつ、農作業関連施設の補助金額上限は２，０００，０００円となります。

　（１）　園芸作物栽培ハウスの再建・修繕および復旧を要した、かつ、農協の正組合員で農協の定める園芸施設災害復旧支援対策事業の補助金を受けた方は、補助対象経費の

２５％の額**（補助対象経費４０，０００円以上）**

　（２）　園芸作物栽培ハウスの再建・修繕および復旧を要した、かつ、農協の正組合員で農協の定める園芸施設災害復旧支援対策事業の補助金を受けてない方又は、農協の准組合員の方は、補助対象経費の３０％の額**（補助対象経費３３，３３４円以上）**

　（３）　農作業関連施設（園芸作物栽培ハウス以外のビニールハウス及びそれに付随する被覆ビニール等又は、農作業機械等を格納する格納庫等）の再建、修繕および復旧を要した、かつ、共同施設の申請を行う方は、補助対象経費の３０％の額

　　　**（補助対象経費３３，３３４円以上）**

　（４）　農作業関連施設（園芸作物栽培ハウス以外のビニールハウス及びそれに付随する被覆ビニール等又は、農作業機械等を格納する格納庫等）の再建、修繕および復旧を要した、かつ、個人施設の申請を行う方は、補助対象経費の２０％の額

　　　**（補助対象経費５０，０００円以上）**

当該事業支援イメージ

**（１）園芸作物栽培ハウスの再建・修繕および復旧を行い、農協の正組合員で園芸施設災害復旧支援対策事業の補助金を受けた方の場合**

共済金若しくは残分を自己負担

６０％

町

２５％

ＪＡ

１５％

**（２）園芸作物栽培ハウスの再建・修繕および復旧を行い、農協の正組合員で農協の定める園芸施設災害復旧支援対策事業の補助金を受けていない方又は、農協の准組合員の場合**

共済金若しくは残分を自己負担

７０％

町

３０％

**（３）農作業関連施設（園芸作物栽培ハウス以外のビニールハウス及びそれに付随する被覆ビニール等又は、農作業機械等を格納する格納庫等）の再建・および復旧を行い、かつ、共同施設の場合**

町

３０％

共済金若しくは残分を自己負担

７０％

**（４）農作業関連施設（園芸作物栽培ハウス以外のビニールハウス及びそれに付随する被覆ビニール等又は、農作業機械等を格納する格納庫等）の再建・および復旧を行い、かつ、個人施設の場合**

共済金若しくは残分を自己負担

８０％

町

２０％

　　　　　　　　　　　　　　　厚真町産業経済課農業グループ　（担当：齋藤）

TEL：０１４５－２７－２４１９（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　 　 FAX：０１４５－２７－３９４４